

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年12月2日

横浜市契約事務受任者
教育次長 木村 奨

1 契約の概要

東戸塚小学校における陥没調査及び復旧

2 履行(納品)場所

横浜市戸塚区吉田町88

3 契約日

令和4年10月11日

4 履行日又は履行期間

令和4年10月11日から令和4年10月21日

5 契約金額

¥278,300.-

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市港北区新吉田町25

株式会社本多組 代表取締役 本多 孝行

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

校庭で陥没が起こり、早急に調査復旧する必要があるため

8 契約の相手方の選定理由

災害協力事業者名簿の中から、当該箇所を熟知しており迅速に対応可能な有資格者を選定した。

9 所管課

教育委員会事務局 教育施設課